


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
<p>福祉分野における計画については、これまで地域福祉審議会で審議を行ってきたが、「子ども・子育て分野」及び「高齢福祉分野」における計画が、それぞれ独立した合議体により審議されるようになった。</p> <p>このため、今後の地域福祉審議会で審議を行う計画について、具体的に定めるものである。</p>					
(2) 主な改正内容					
①審議会で審議を行う計画を明示する。					
<p>第2条（所掌事務）中、「地域福祉計画」に、「障害者計画及び障害福祉計画」「健康増進計画」を加える。</p>					
②委員数を21人とする。					
<p>第3条（組織及び委員）中、委員数を20人から21人とし、委員の委嘱区分を「関係機関（団体）」から「関係者」とし、「保健医療関係者」の人数を「3人以内」から「4人以内」に改める。</p>					
(3) 施行日					
平成27年4月1日					
ただし、第3条（組織及び委員）については、現委員の任期が平成27年6月30日であることから、任期満了日後の平成27年7月1日とする。					
(4) 改正の効果					
地域福祉審議会で審議を行う事項が明確になる。					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済みである。					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成27年第1回市議会定例会に本条例の一部を改正する議案について、提案したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。